

離婚後も双方の親に我が子と生きる権利を！

引き離し

5

2009年4月11日

離婚後の共同親権を考える勉強会

親子ネット主催の衆議院第2議員会館での勉強会が、2月17日・3月17日に開催されました。

下村博文衆議院議員の党利党略を抜きにした超党派の議員連盟結成の呼びかけ後、この3回で国民新党を除く全党派の国会議員の参加が得られました。

「離婚後の共同親権・両親による共同での養育を実現する法整備を求める請願」にも多くの国会議員に紹介議員になっていただけたことも踏まえると、親子引き離し問題は、確実に世論に浸透し始めていることを実感せずにはいられません。

第2回では、当事者報告として、望月蓮(仮名)さんの、親権喪失後の相手方の再婚に伴う子どもたちの養子縁組～引き離し～接見禁止申し立ての例と、鶴飼恵子さんの、日本とイラン間での連れ去り～引き離しの例が発表されました。講演はコリン・ジョーンズさん(同志社大学法科大学院教授)。「国際社会から見た日本の現状—親による子の連れ去りと面会拒否」と題して、日本の非監護親および子どもへの人権侵害の現実と、それを許す制度の問題を国際的観点から指摘しました。

第3回では、当事者報告として、大空美晴(仮名)さんの、DV被害～一時避難したことから子どものもとに戻ることができなくなり、そこからの引き離し～片親引き離し症候群の報告がされました。

講演は、この勉強会2度目となる棚瀬一代さん(親和女子大学教授)による、「監護決定基準としての『子どもの最善の利益』—日米比較」。アメリカで広まった共同監護は、離婚に伴う子どもの喪失体験を和らげようとする試みであることを強調しました。また、善積京子さん(追手門学院大学教授)による、「スウェーデンにおける『子どもの最善の利益』—養育規定と裁判訴訟事例」。離婚後も両親と親密でよい関係をもつことが子どもの最善の利益とされるスウェーデンと、子どもとの接触の妨害に対する批判がされない日本の違いを解説しました。

今回、特に第2回の勉強会を受けて実施されたYahooによる共同親権に関するアンケートでは、反対派は3割を切っています。実態が知られていなかったのです。私たちは親子の交流という最低限のささやかな幸せを求めているにすぎません。人権を侵害されています。そして今、こうして国会議員がこの問題に注目しはじめました。下村博文衆議院議員の頼れる言葉に、感動を覚えた人は少なくないでしょう。国会議員が私たちのために働いてくれている。そのことを実感させられた勉強会でした。

(堤則昭)

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

〒186-0004 東京都国立市中3-11-6 スペースF内

TEL/FAX 042-573-4010 (スペースF・宗像)

mailto: oyakonet2008@yahoo.co.jp

HP <http://oyakonetwork.web.fc2.com/>

ブログ <http://blog.goo.ne.jp/oyakonet>

年会費 個人1000円, 団体3000円

郵便振替 00190-7-743217

加入者名: 親子交流ネット



議員会館勉強会

■日時 4月21日(火) 14:45～16:45

■場所 衆議院第二議員会館第一会議室

■講演 アルド・ナウリ(フランス小児科医)

別居親子の面会交流の重要性について

□主催 共同親権・子どもの養育を考える連絡会議

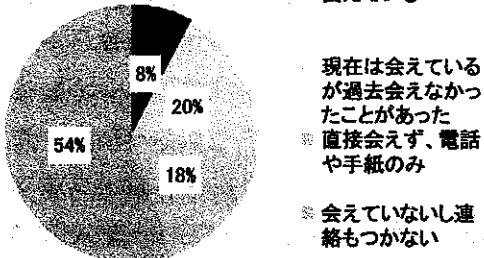
(親子ネットと別居離婚後の親子関係連絡協議会が議員会館での勉強会を共同で実施するための団体です)

*親子ネットで予定していた4月22日の勉強会は21日の勉強会に移行しました。

アンケート結果に見る親子の引き離し その2

今回は親子の引き離し状況の分析です。対象は前回同様、別居・離婚に伴い子どもと会えなくなっている親、会うことに困難が伴う親、過去に子どもと会えなくなった当事者で有効回答数は40です。

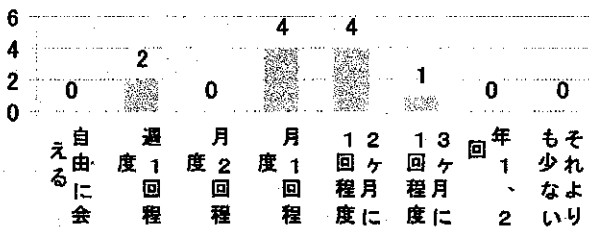
①現在お子さんに会えていますか



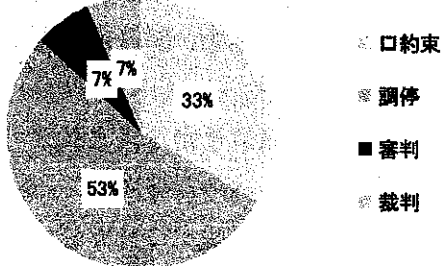
●子どもの状況 図①

別居・離婚当時から面会交流が履行されている当事者は一割に満たず、別居・離婚後に子どもと円滑に会えていない当事者が大多数です。

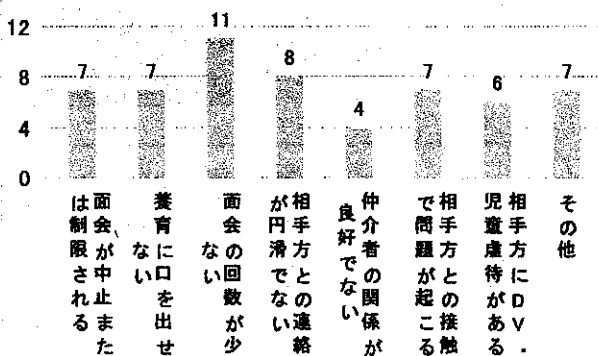
② 子どもと会えている人の面会の回数



③ 子どもとの面会はどのようにして決めましたか



④現在の面会交流について、どのような悩みがありますか(複数)



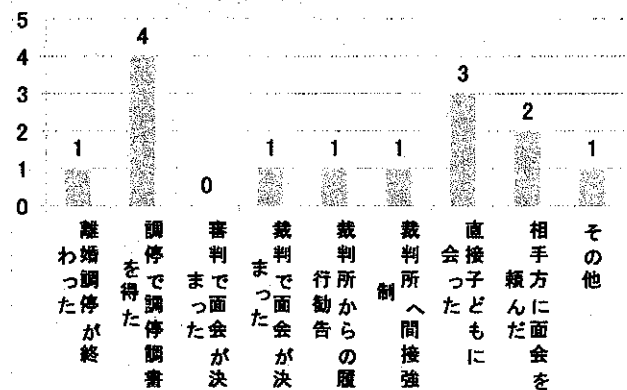
●子どもと会えている当事者の状況図②～④

現在は会えているが過去に会えていなかった当事者を含む11人を分析する質問設定です。子どもに会えていても、面会の中止や制約があり月一回

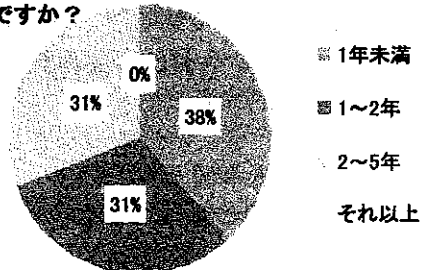
以上の間隔があいてしまう傾向です②。背景に相手方との連絡が円滑ではない、あるいは相手方と接触時に問題が生じる傾向があり、当事者全員が面会交流回数の少なさを選択しています④。

この傾向は、④の「その他」の理由で、面会の期日が守られない・面会が中断・子どもが拒否するなどが記されていることから裏付けられます。

⑤なぜ会えるようになりましたか(複数)



⑥親子が引き離されている期間はどのくらいですか?

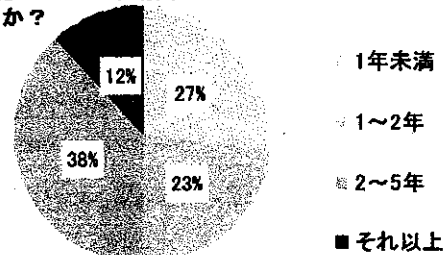


●会えるようになった当事者の状況図⑤～⑥

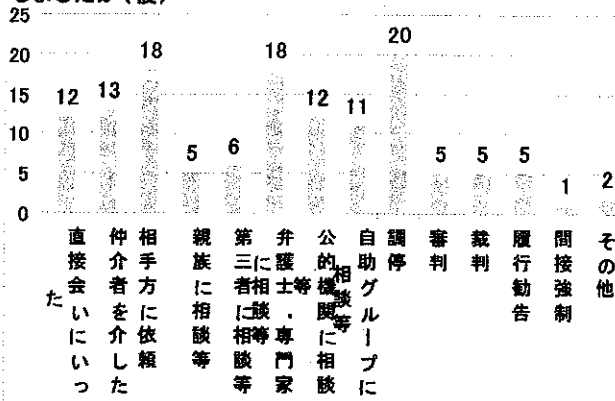
現在は会えているが過去に会えていなかった当事者8人を分析する質問設定です。

調停に留まらず履行勧告や間接強制に移行した当事者がいる一方、子どもに直接会いに行く・相手方に会うなど直接解決した当事者も見られます⑤。3割の当事者が2年以上の引き離しを余儀なくされています⑥。

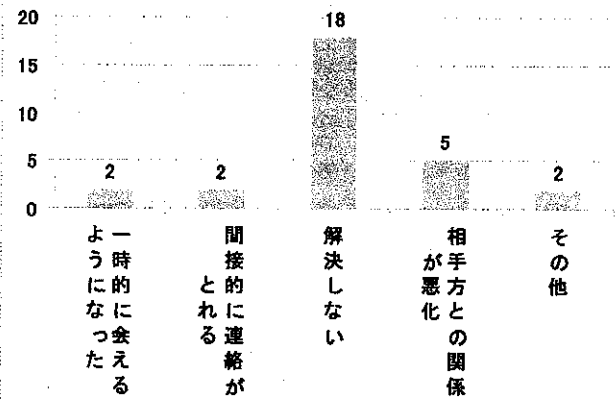
⑦親子が引き離されている期間はどのくらいですか?



⑧子どもと会うためにどのような努力をしましたか(複)



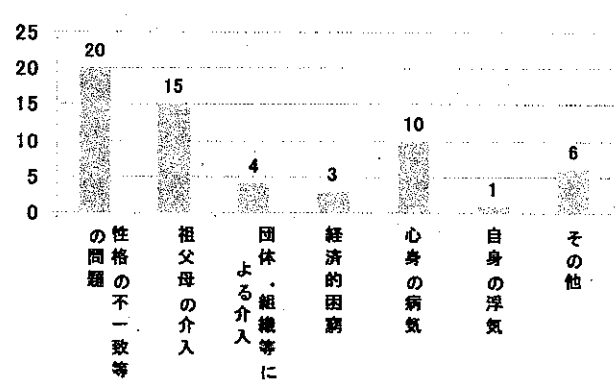
⑨その結果はどうでしたか



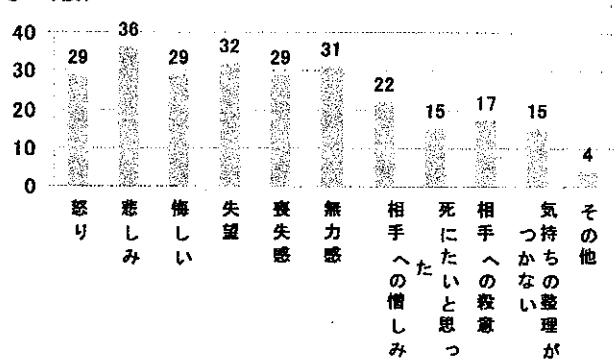
●会えていない当事者の状況 図⑦～⑨

直接会えず電話や手紙のみ、もしくは会えていないし連絡もつかない当事者29人を分析する質問設定です。引き離しの期間が2年以上の当事者が半数を占め、子どもと10年以上会えていない当事者も複数存在します⑦。相手方・第三者・弁護士・専門家・相談窓口などへの依頼や裁判所を介在させるなどの努力をしても⑧、一時的に解決した当事者は14%で、86%の当事者は良好な結果が得られていません⑨。

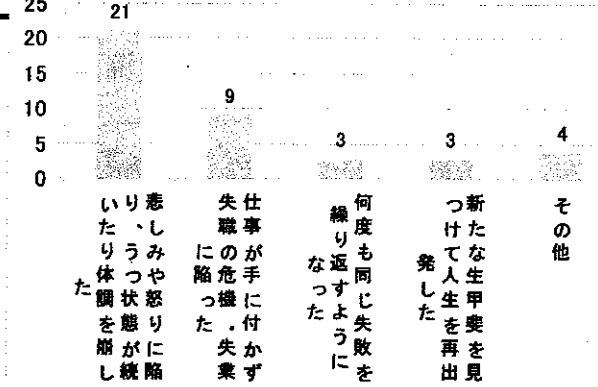
⑩あなたが思う面会拒否の理由は(複)



⑪子どもと引き離されたときの感情を教えてください(複)



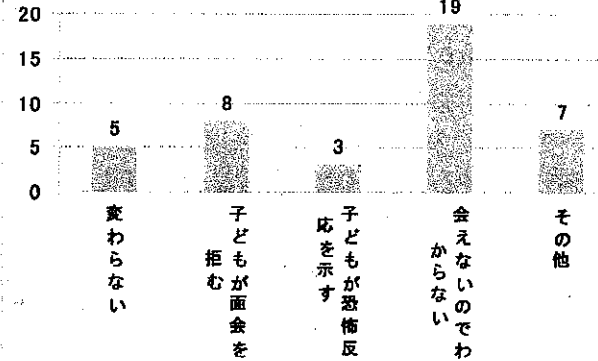
⑫子どもと引き離された後のあなたの状態を教えてください



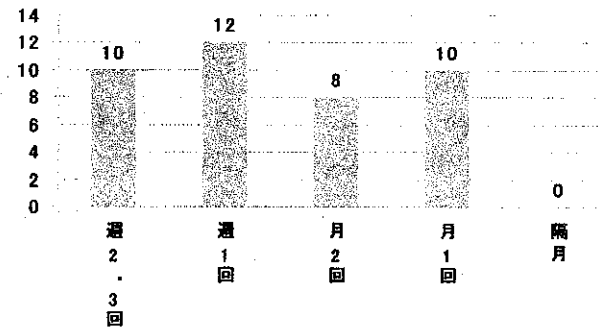
●引き離しを受けた時の状況 図⑩～⑫

子どもとの面会拒否の理由は、婚姻中の性格の不一致や相手方祖父母の介入が多く占める一方、自身の病氣が理由の当事者も多数存在します。また「その他」の理由として、相手方の不倫や再婚・子どもの動揺・子どもの情緒不安が記されています⑩。引き離しを受けた時については、多くの当事者が悲しみや失望など悲観的な状態になるだけでなく、自殺や殺意の願望を抱いた当事者が多数存在することも明らかになりました⑪。具体的に体調を崩したり、仕事がかたらない当事者が75%に及びます⑫。

⑬引き離される前と後で子どもの状態に変化は見られますか(複)



⑭あなたは子どもとどのくらいの頻度での面会を望みますか(複)



●引き離しをされた子どもの状況 図⑬～⑭

子どもと面会できるようになった当事者は①の通り11人です。以前と変わりなく面会でできている当事者数に比べ、面会でできても子どもが面会を拒む・子どもが恐怖反応を示すなどの変化がみられる当事者数が2倍以上です。「その他」の理由においても、子どもに素直な態度が見られない・子どもがPASになっている・子どもが自傷行為をするなど、子どもの変化状況が記されています⑬。

当事者が希望する面会交流の頻度は、全員が月一回以上で、その割合は週2・3回25%、週1回30%、月2回20%、月1回25%です。換算すると、当事者は年間平均55日の面会を望んでいることとなります⑭。

離婚家庭支援の現在③

「どんな理不尽な現実であっても」

味沢道明（日本家族再生センター所長）

ほんと痛ましい話が多いので胸痛みます。子どもは父親に愛着があり、泣き叫ぶその子どもを無理矢理ひっぱって連れ出した母親は虐待傾向他様々な問題を抱えているのに、母親の一方的な判断を弁護士が加担し、DV扱いで法的対決になっているというケースも先日聞いたばかりです。悪質なえん罪事件ですが、こういった話を聞く事は決して稀ではありません。

事件にならなければ警察も児相も動かないし、現状肯定の判断をする裁判所はよほどの事がない限り、子どもをつれた親から子どもを分離する事はありません。そしてそのよほどの事というの、居所も何も知らされないDV加害者(とされた人)には調べようもありません。

その子どもの福祉に多大な不利益があっても、それを判断する機能が司法にはありません。客観中立公正で、子どもの安全が確保された上での意見表明の法的保証がなされなければ、子どもの権利条約も絵に描いた餅です。子どもを親から分離するには、それなりの法的手続きがなされなけれ

ばならないのに、現状では一方の親の独断で子どもは他方の親を失ってしまう事になります。どんなに愛着があっても、養育の実績があっても。

子どもを誘拐したらとんでもない犯罪だけれど、夫婦間であれば拉致でも誘拐でもないのはどうも理解できない私です。

今すぐ先進諸外国並みの人権保障を……とまでは言わないけれど、一方の親の意志で他方の親が子どもに会えなくなるという理不尽な状況は、速やかに改善すべき事でしょう。

その方は最大の努力をし事実を詳細に記録し証拠だてたけれど、法的対決に持ち込んでも、かなり不利との事で、弁護士もあまり役に立ちそうにないとの事でした。話を聴かせて頂く私も胸痛むだけでは済まないし、なんとかその方の力になりたいとは思うものの、法的には私は何もできません。ですので、法的決着後の心理的対応に希望をつなぐ事を提案させて頂きました。法的対立に固執し争いが深まるほど子どもを奪われた親は傷つきが深まります。不信感がつれば修復がより困難になってしまいます。それは親子の永久分離になりかねませんし、子どものアイデンティティ形成に大きなハンデを背負わせる事になってしまいます。

とにかくどんな理不尽で不条理な現実であっても、絶望せず、冷静に粘り強く対応してほしい。そうする事で、かろうじて子どもとの関係再構築の細い糸を切らずに済むのだから。

<団体紹介その5>

親子ネット関西発足

今年2月22日、大阪で関西在住の当事者・専門家15人に集ってもらい、宗像充氏を招待して親子ネットの活動を紹介する会を開いた。遠くは香川、広島、愛知からの参加もあった。子と引き離された親たちの想いはみな切実であり、「自助ではなく法改正を目指した運動としてやっていきたい」との意見が大多数で、親子ネット関西の設立に至った。関西のメンバーには味沢道明氏、善積京子氏という強力な専門家がいらっしゃる。

そして3月29日、親子ネット関西発足集会を開催した。同時に月1回の定例会、役割分担も決めた。ホームページや新聞で案内を見たという人からの問い合わせが多く、潜在的にこの問題の当事者が多いことを実感した。大阪にあるテレビ局すべてに情報提供したところ、関西テレビ(フジ系)が取材に来てくれた。すぐに放送はしないが長い目でこの問題取材していきたいとの事。関西は義理と人情の町。親子引き離し問題に理解を示してくれる人が少なからずいる。これから関西でもどんどん声を上げていきたいと思っている。

(親子ネット関西代表 坪木心吾)

e-mail:wakuyatai_1926@ybb.ne.jp

講演会

「離婚と子ども」

3月21日、国立市役所第一・第二会議室にて、国立市主催、くにたち子どもとの交流を求める親の会・Mother's Wish～母の願い運営による、「離婚と子ども」講演会が行われました。

講師は臨床心理士の小田切紀子氏を招きました。実際にある事例をお話の中に取り入れて分かりやすく、私達当事者にとって聞きたかった内容で、皆さんメモをとりながら聞き入っていました。私達当事者のほか、監護親、祖父母、38名の参加がありました。

両親の愛情が一番大切な5～8歳の子どもに離婚の影響が強くあり、子どもに配慮すべきこととして、

- 離婚の理由を年齢に応じてわかりやすく伝える事が大切。
- 子どもが原因で別れたのではない。子どもは望まれて生まれてきた。
- 今後、父親と母親が仲直りして一緒に暮らすことはない。
- 子どもが離婚を不安に感じるのは、離婚後の生活がどうなるか分からないからなので、それをきちんと伝える。
- 親の義務である、経済的保障(養育費)をする。同時に、精神的保障(面会交流)をすることが、子どもの権利で、子どもの健全育成の上で大切。特に、面会交流は子どもの心身の健康な発達と、親の自覚・成長を促すために重要である。
- 別居親が気をつけること●ご飯ちゃんと作ってくれてる? などと詮索したり、そのうち一緒に暮らしたいなど、できない約束はしない。高額の物は買わない。ゲームをずっとやらせない。約束した面会の時間を守る。
- 中・高生になると、子どもは親に会いたい気持ちより、部活・友達中心の生活になるので、面会交流は子どものペースに合わせる。
- 子どもは同居親への忠誠心が強いので、別居親に心ない言葉を吐いたり、手紙を送ってくるが、本心とは限らないし、言いながらも子どもは傷ついている。

子どもの問題行動として、不登校、引きこもり、非行傾向が生じ、「親の離婚のせいでこうなった」と怒りを向けるが、成長と共に両方の親から距離をとり、子どもの視点から離婚を見ることが可能になる。その為には精神的自立と、親から愛された体験が必要で、これは心理学的にも立証され、最も重要と力説した。

以上が、私にとって一番聞きたかったことであり、皆さんにも知ってもらいたいと感じたことです。勉強会の後、小田切先生と参加者数人で近くファミレスに行き、当事者の質問に丁寧に答えて頂きました。PASの問題をかかえており、これ



からどのように子どもに接するべきかの私への返答は、今、相手方に気持ちをぶつけても葛藤を深めることになり、当事者も子どもも傷つくので、当事者が自分を磨き、いつ子どもが戻ってきても精神的、経済的にも受け入れられる様にすること。子どもに今すぐに伝えるべきことはなく、時間を気にせず伝えていけば必ず伝わり、大丈夫だと言って下さり、私の不安は楽になりました。(福田直美)

子どもの視点から見た面接交渉

子は血の繋がった分身。絶対に会い続けたほうがいい！

職場のある女性に法整備を求めた署名運動を頼んだところ、「私は経験者なのでよくわかります」と3歳のときから実父と定期的に面接交渉を行い、大変良好な関係を現在も築かれているという経験談をしてくださいました。当事者には大変感謝するお話でしたので彼女のプライバシーを配慮した上で、面接交渉が子どもの養育にいい方向に働いた例として紹介します。(坪木心吾)

【事例】

A子さん：24歳、未婚。家族構成：継父、実母、弟（22歳）

Aさんが3歳の時に両親が離婚して母に引き取られ、5歳の時に母が再婚して現在も継父と暮らしているそうです。

はじめは父母間の葛藤が高く、母は父に子どもと会わせないと頑なに面接交渉を拒んでいたが、父は幼稚園のお遊戯会や運動会に遠目で見に来てくれていたそうです。離婚調停を経て面接交渉が実現し、やがて広島から大阪まで定期的に会いに来てくれるようになって、1～2カ月に1回のペースで宿泊による面接交渉を行い、その関係が現在も続いているそうです。それは実父に新しい家庭が出来てからも続きました。大きくなってから、父は子ども達と離別した時は子どもを想って毎晩寝れない日があったり、うつになった時期があったことも話してくれたそうです。5歳の時から同居している継父も我が子のように可愛がってくれているようで「実父にも、育ててくれた継父にも同じくらい感謝している」と。

彼女は継父とは血の繋がりが無いから遠慮する性格が外でも出て、自分の思ったことが言えないで葛藤していた時期もあったが、今は乗り越えて何でも言い合える仲だそうです。現在、職場ではテキパキ動いてくれ、場をなごませてくれる、なくてはならない存在です。そして今では“爆弾娘”と言われるくらい、ハキハキ物を言います(笑) 母親からも、実父とも、継父からもすごく愛情を感じているようで、近い将来結婚するときには式に実父にも是非来てほしいと考えているそうです。最後に彼女が話してくれた「子は血の繋がった分身だから絶対に会い続けたほうがいい！」という言葉には大変感謝しました。親子ネットの活

動の方向性が間違っていなかったことを再確認しました。子どもの福祉であるべきものが親や専門家から語られることが多い「面接交渉」ですが、子どもの視点から見た「面接交渉」「実父・継父」の経験談は大変有益でした。面接交渉が子どもの養育に好影響を与えたい例だと思います。

【考察、結語】

- ・面接交渉は子の養育にいい方向に働くのは間違いない。
- ・宿泊による面接交渉は好影響を与える。
- ・定期的、継続的な面接交渉を行うことが大切。
- ・夫婦間の葛藤は面接交渉の障害因子。
- ・頻度が多いに越したことはないが、低頻度でも良い。

【編集部からの質問】

Aさんは編集部からの質問にも快く受けくれました。

Q：両親から、いくつの時に、離婚についての説明をどのようにうけたか。

A：小学2～3年生のころ。苗字が変わることに疑問を感じてAさんから母に聞いた。

Q：最初、消極的だった母親が面会を許可するようになったきっかけは。

A：母方の祖父母が会わした方がいいと勧めてくれたから。

(→母方の祖父母が幼稚園の行事の日などを実父にこっそり教えていたこともあったそうです)

Q：お父さんと宿泊して帰ってきた娘が楽しそうだったとき、母親はおもしろくなさそうだったか。もしくは、楽しかったお父さんとの話を母親に聞いてもらえたか(遠慮して話さなかったか)。

A：「パパと〇〇に行った、××にも行った、こんなことがあった」と色々話した。母はおもしろくなさそうでは全然なかった。ただ、子どもたちがいない間、継父がさみしそうだった。

Q：両親から、互いの悪口をきくことはあったか。

A：基本的にはなかった。私が聞くと母は父のことを話してくれた。父→母はなし。

Q：親の離婚について、友人に話せたか。

A：中学くらいで仲のよい親友には話した。

今にも切れそうな親子の絆を繋いでくれた インターネットとスカイプ

「離婚するまで子供とは会わない」

そんな理不尽で一方的な言葉で、第一回調停は始まった。

1年前の5月、妻の浮気が発覚し、逆ギレした妻が、当時2歳の息子連れ去って行方をくらました。私からすれば、妻の行為は誘拐としか思えなかった。以後3ヶ月音信不通。最愛の息子と引き離され、妻の浮気もあいまって、今年の私は怒りと憎悪、そして悲しみで毎日が地獄だった。

私が面接交渉と円満調停、妻が離婚調停を申し立てたのが昨年8月。お互い弁護士がついての調停となった。

「子供と会いたければ離婚しろ。慰謝料を払え」という言い分をつきつける、相手方弁護士。

怒鳴り散らして非難したい気持ちを必死に押さえ、「それって人質弁護ですよ」と調停員に静かに訴える。これには調査官もはっとした顔をしていた。

その後、相手弁護士はパッタリと人質弁護はしなくなった。推測だが、調停員が、人質取引のような言動を止めるように言ってくれたのだろう。おそらく、親子ネットのみなさんが、過去に弁護士会に抗議したことが功を奏し、相手弁護士はこの言葉を聞いたことがあったのだろうと思う。問題化することを恐れ、人質弁護をやめたのだとすれば、代表の宗像さんをはじめ、親子ネットのみなさんには、本当に感謝しなければならないと思う。

しかし、人質弁護はなくなったものの、「夫に会うと精神的に負担だから」「連れ去りが心配だから」という理由で、面会ができないままに結局半年が過ぎてしまう。

ここで調停員が気を利かしてくれて、「テレビ電話だったら、両親が会うこともないし、連れ去りも心配ないでしょう」と提案をしてくれる。さすがに相手方もこれを拒否する理由がなかったために、インターネットの「スカイプ」という無料通話ツールで、専用カメラを通して面会をすることになったのである。

引き離されてから7ヶ月目によくインターネットのカメラ越しとはいえ、息子と面会するこ

とができた。実施されるまでは、まともに会話もできない2歳児とWEBカメラ越しのコミュニケーションなど成り立つだろうか？父親のことを忘れていないだろうか？などと不安で胃が痛くなるような緊張の毎日だったが、これはまったくの杞憂だった。

ミッキーマウスや動物のかぶりもので楽しませたり、じゃんけんをしたり、「おもちゃのチャチャチャ」を一緒に歌ったり。30分以上も楽しい親子のコミュニケーションは続いた。成功である。

「スカイプ面会」がうまくいったことで、一番変化したのは、妻の態度だ。スカイプ面会が2回、3回と回を重ねる度に、あまり理不尽なことも言わなくなり、裁判所での試行面接に応じたり、FPICを使っての面会にも前向きな意見を言うようになってくれた。あまりの変わりようにちょっとびっくりする。

これは推測にすぎないが、おそらくは、息子が「パパとパソコンでお話したい」というようなことを言っているのだと思う。あるいは、2歳の子供が、必死にカメラ越しに父親とカタコトの言葉で話をしようとする姿に、妻が少なからず罪悪感を意識したのではないだろうか。

「スカイプ」は、以前から夫婦間でもたまに利用していたのだが、こんなことに役立つとは思ってもみなかった。インターネットが親子の絆をつなぎ止めてくれたわけである。

スカイプは、Googleやヤフーで「スカイプ」と検索してダウンロードすれば誰でもすぐに無料で使える。さらに、スカイプと連動するwebカメラも、家電店に言って「スカイプ用のカメラをください」と言えば誰でも6千円くらいで入手でき、しかもパソコンに繋ぐだけですぐに簡単に使うことが可能だ。

「スカイプで会えているんだから実際に会わなくてもいいでしょ」と言われてしまうリスクはあるが、やはりどんな形であれ、親子がコミュニケーションを取ることは、子供と自分の気持ちを繋ぎ、そして相手方の凍てついた心を溶かす役割も期待できるので、ぜひおすすめしたいと思う。

(滝井秀典)

手帳にメモして!

■対談「父親の役割とは？」

日時：4月17日19:00、場所：東京日仏学院エスパス・イマージュ、出演：アルド・ナウリ、牧陽子、主催：東京日仏学院、Eメールtokyo@institut.jp

■親子ネットNAGANO・定例会

日時：4月18日14:15～16:15、場所：長野県松本市あがたの森文化会館小会議室（部屋番号2-1）、参加費：500円、問い合わせ：050・3468・3743（堤）

■NPO Mother's Wish・定例会

日時：4月18日14:00～17:00、場所：東京都荻窪地域区民センター第三集会所（特別室）、問い合わせ：042・576・5602

■フランス小児科医アルド・ナウリ氏講演

日時：4月21日14:45～16:45、場所：衆議院第二議員会館第一会議室、主催：共同親権・子どもの養育を考える連絡会議、Eメールterue@npo-wink.org

■家裁いいかげんにしろ! Kさん親子の面会謝絶審判を問う4・26集会

日時：4月26日13:00～15:30、場所：一橋大学東一号館1203教室、講演：宗哲朗（弁護士）、資料代：500円、問い合わせ：042・574・0930（宗像）

■我が子に会いたい親の会①関西ハイキング、②関西例会、③関西懇親会

①日時：4月26日10:30～14:30、集合：兵庫県・山陽電鉄の須磨浦公園駅の改札口、費用は各自負担

②日時：4月26日15:00～17:30、場所：神戸市長田区にある仮設コンテナの教室、参加費：無料

③日時4月26日17:30～、場所：未定、参加費：実費、以上問い合わせ：078・732・0703（中野、要

予約)

■我が子に会いたい親の会・定例会
日時：5月2日14:30～17:30、場所：東京都文京区立アカデミー茗台7階学習室B（あおば会）、参加費：500円
<http://wagako.web.fc2.com/index.html>

■くにたち子どもとの交流を求める親の会・定例自助

日時：5月7日19:30～、場所：東京都国立市スペースF（国立市中3-11-6）、主催：くにたち子どもとの交流を求める親の会、問い合わせ：042・573・4010（スペースF）
【編集後記】 季節は廻り冬から春へ。今年も第一四半期が終わりました。この間、国会勉強会が始まり、所属する親子交流くにたちでは毎月講演会を行い、活動に理解を示す新しい賛同者が増え、親子ネット運営にスピードが伴ったと実感しています。3月20日には宗像と植野が国立市で最初に発足集会を開催して一年を迎えました。親子交流くにたちや親子ネットの皆さんと出会えて、どんなに心救われたか。本当に有難いばかりです。気が付けば親子ネット関連のコミュやメーリングが8つになり、微力ながらも引き続き活動に力を添えたい次第です。

2年目に向けて、ギアをChange = Sift upしていきましょう。（古川）

【国会請願署名の目的外利用について】

署名協力者からの問い合わせで、国会請願署名に署名した方のうち何人かに、紹介議員をお願いした衆議院議員のうち一名より、手紙が郵送されることがわかりました。

親子ネットでは、その衆議院議員事務所に行き、署名の目的外利用にあたるので、保管してあった署名のコピーを引き上げ破棄し、今後そのようなことがないように申し入れました。今後の署名集めでは個人情報に留意し慎重に対処したいと思っております。（宗像）

活動日誌

2/13 「離婚後の共同親権・両親による共同での養育を実現する法整備に関する請願」受理開始

2/14 街頭署名集め（荻窪駅）

2/17 第2回議員会館勉強会

2/26 事務局会

2/27 江戸川区議会（陳情・継続審議）

3/1 親子ネット法制審議会（法律勉強会）発足

3/4 産経新聞「離婚後も子に会いたい…全国ネットワーク設立「共同親権」新設求める」

3/7 第15回全体会

3/11 白岡町（請願継続審議）、臨時事務局会

3/12 狛江市（陳情採択）、事務局会

3/16 大阪市（陳情提出）

3/17 最高裁宛ネット署名開始

3/14 第2回親子ネット法制審議会

3/17 第3回国会勉強会

3/20 夕刊フジ「離婚後の共同親権を考える勉強会」

3/21 「離婚と子ども」講演会（主催・国立市、企画運営・Mother's Wish/くにたちの会）

3/26 事務局会、国会・地方議会対策ワーキンググループ、発足

3/29 親子ネット関西、発足

3/31 朝日新聞「声」大阪版「親権ない親なせ子に会えぬ」、臨時事務局会

4/2 埼玉新聞「共同親権導入求める声・離婚後の親子断絶を防止」

4/3 第3回親子ネット法制審議会

4/9 事務局会

4/11 第17回全体会

★★★★ 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク会員募集 ★★★★★

私たちは、離婚しても離れて暮らす親子が普通に会えるように、共同親権や、面会交流の法制化を求めています。また、交流を絶たれている親子の面会が実現するように、裁判所の運用の改善や、親子の面会交流への公的支援を求めて活動しています。

双方の親に子どもを養育する権利があり、子どもには双方の親から養育を受ける権利があります。親どうしがいっしょにいても別れても、それは変わりません。

地方議会への陳情や請願、司法や国会への働きかけ、情報交換を行なってきました。いっしょに活動してくれる仲間を募集しています。また、親子の交流を絶たれた当事者に情報提供を行なっています。

ホームページやブログを運営していくほか、隔月での会報「引き離し」を発行しています。ぜひネットワークに参加ください。会費はメンバーに手渡し、以下に振り込みください。

年会費 団体3000円 個人1000円

郵便振替 00190-7-743217

加入者名 親子交流ネット